

## 令和5年度国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の本算定

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の本算定通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険は、世帯主あてに通知書を送付します。世帯主自身が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合には世帯主が納税義務者となります。

介護保険と後期高齢者医療保険は、加入者本人に通知書を送付します。

**■普通徴収（納付書払い）**  
7月から翌年3月までの納付書が送られますので、各金融機関、コンビニエンスストア、または役場の窓口でお支払いください。

※納期限を過ぎている場合、コンビニエンス

ストアではお支払いできません。

**■普通徴収（口座振替）**  
口座振替日に納付額を引き落としします。

**■特別徴収（年金天引き）**  
年金支給月に徴収額を年金から天引きします。

**□その他**  
・口座振替日と引落日は、通知書に記載してありますのでご確認ください。  
・納付方法が変更になる場合がございますので、通知書は必ず開封してご確認ください。

**□問い合わせ**  
（国民健康保険・後期高齢者医療保険について）  
健康長寿課  
☎内線224・225  
（介護保険について）  
健康長寿課  
☎内線221・222

## 後期高齢者医療保険に加入されている皆さまへ

**■被保険者証の年次更新**  
令和5年8月1日から被保険証の負担割合が変更となる方には、新しい負担割合を記載した被保険証を送付します。

一部負担金の割合の判定は、毎年8月1日を基準日として行います。令和5年8月1日からの窓口負担割合は、令和5年度（令和4年1月から12月までの所得）の市町村民税課税所得で判定します。現在お使いの保険証の窓口負担割合が変わる方には7月中に新しい保険証を送付します。

**■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の年次更新**

8月1日から限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用

認定証（以下、「減額認定証等」といいます。）が新しくなります。現在お使いの減額認定証等の有効期限は7月31日です。7月中に新しい減額認定証等を送付します。

**□問い合わせ**  
健康長寿課  
☎内線225

## 国民健康保険被保険者証が更新されます

有効期限が令和5年7月31日までの国民健康保険被保険者証は、令和5年8月1日から新しい保険証に切り替えとなります。

新しい保険証は7月下旬に世帯主あてに簡易書留で送付します。保険証を受取りましたら、すぐに内容を確認してください。記載内容に誤りがある場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

※有効期限が切れた保険証は、町に返却するか、ご自身で破棄してください。

●70歳以上の方の保険証70歳の誕生日を迎えられた方は、誕生月の翌月（1日生まれの方は当月）から75歳になる前日まで、高齢受給者となります。

高齢受給者の方には、70歳の誕生月の当月（1日生まれの方は前月）末までに、「3割」または「2割」の負担割合が表示された「神奈川県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が發送されます。

**□問い合わせ**  
健康長寿課  
☎内線225